UGA	UGA05100	17.00	32.20	1.04	1.50	1.02	68.73	R13TSS		42.62		MOD RES	35.50	CL		58.2	27MOG7W			P	
UKR	UKR06300	38.20	31.74	48.22	2.29	0.96	177.78	R13TSS		41.01		MOD RES	35.50	CR		58.9	27MOG7W			P	
USA	GUM33100	122.00	144.50	13.10	0.60	0.60	0.00	R13TSS		48.88		MOD RES	35.50	CL		58.3	27MOG7W			P	
USA	MRA33200	121.80	145.90	16.90	1.20	0.60	76.00	R13TSS		45.87		MOD RES	35.50	CR		58.5	27MOG7W			P	
USA	PLM33200	170.00	-161.40	7.00	0.60	0.60	0.00	R13TSS		48.88		MOD RES	35.50	CL		57.4	27MOG7W			P	
USA	USAA_100	170.00	-170.51	-12.72				CB_TSS _USAA		48.88		MOD RES	35.50	CL		56.1	27MOG7W			P	
USA	WAK33400	140.00	166.50	19.20	0.60	0.60	0.00	R13TSS		48.88		MOD RES	35.50	CR		58.6	27MOG7W			P	
UZB	UZB07100	33.80	63.80	41.21	2.56	0.89	159.91	R13TSS		40.84		MOD RES	35.50	CR		58.8	27MOG7W			P	
VTN	VTN32500	107.00	106.84	14.21	3.43	1.76	109.43	R13TSS		36.65		MOD RES	35.50	CR		58.4	27MOG7W			P	
VUT	VUT12800	140.00	168.00	-16.40	1.52	0.68	87.00	R13TSS		44.30		MOD RES	35.50	CL		57.8	27MOG7W			P	
YEM	YEM__100	11.00	48.05	14.64				CB_TSS _YEMA		47.63		MOD RES	35.50	CL		54.9	27MOG7W			P	
ZMB	ZMB31400	-0.80	27.50	-13.10	2.38	1.48	39.00	R13TSS		38.98		MOD RES	35.50	CR		58.7	27MOG7W			P	
ZWE	ZWE13500	-0.80	29.60	-18.80	1.46	1.36	37.00	R13TSS		41.47		MOD RES	35.50	CR		59.2	27MOG7W			P	5, 7

＊　チャネル1:58.2dBW、チャネル3、5、7:59.2dBW、チャネル9、11、13:59.3dBW、他のチャネル:59.4dBW

＊＊　チャネル2、4、6:63.6dBW、チャネル8、10、12:63.7dBW

＊＊＊　チャネル2、4、6:59.0dBW、他のチャネル:59.1dBW

付録第30A号＊　第一地域及び第三地域における14.5-14.8GHz[2]及び17.3-18.1GHz並びに第二地域における17.3-17.8GHzの周波数帯の放送衛星業務（第一地域の11.7-12.5GHz、第二地域の12.2-12.7GHz、第三地域の11.7-12.2GHzの周波数帯）用フィーダリンクに関する規定並びに関連するプラン及びリスト（第9条及び第11条参照）

第5条　フィーダリンク送信地球局及び固定衛星業務の受信宇宙局に対する周波数割当ての調整、通告、審査及び国際周波数登録原簿への記録[21, 22]

追　5.2.10　国際周波数登録原簿に記録され、第一地域及び第三地域のリストから発する宇宙局の周波数割当ての使用が6か月を超える期間停止される場合は、通告主管庁はできるだけ速やかに、使用が停止された日から遅くとも6か月以内に、無線通信局に対しその使用が停止された日付を通知しなければならない。登録された割当てが元の使用に戻るときは、通告主管庁は、できるだけ速やかに、その旨を無線通信局に通知しなければならない。登録された割当てが元の使用に戻る日付[24-07]は、停止の日付から3年以内とする。

追　5.2.11　第一地域及び第三地域のリストにある登録周波数割当ての使用が、停止の日付から3年以内に再開されない場合、割当てに4.1.26節又は4.1.27節が適用される場合を除き、無線通信局は国際周波数登録原簿及びリストから割当てを取り消さなければならない。

第9A条　第一地域及び第三地域の14.5-14.8GHz及び17.3-18.1GHzの周波数帯での固定衛星業務における放送衛星業務のためのフィーダリンクプラン

削　10　暫定ビーム。これらの割当ては、WRC-2000によるプランに含められた。これらの割当ては、東ティモール専用である。

削　表3A2　17.3-18.1GHzの周波数帯における第一地域及び第三地域のフィーダリンクのプランの基本的な特性（主管庁別分類）

改　21　2000年6月2日より後に第二地域フィーダリンクプランに含まれた又はこの付録の第4条の規定の適正な適用後にフィーダリンクリストに含まれた送信フィーダリンク地球局への割当ての通告は、第9条の手続の完了に続いて第11条の規定を適用して行われる。

改　22　衛星通信網申請のコスト回収に関する、改正された理事会決定482に基づき支払いが受理されない場合、無線通信局は、関係主管庁に通告した後、適宜5.1.10に定められている公表及びそれに対応する5.2.2、5.2.2.1又は5.2.2.2に基づく登録原簿への記入並びにそれらに対応するリスト又は2000年6月3日以降のプランへ追加された記入の取消しを行う。無線通信局は、このような措置を執ったことを全ての主管庁に通知する。既に支払いが受領されている場合を除き、無線通信局は上述理事会決定482に基づき支払期日の2か月前までに通告主管庁に対し督促状を送付する。決議第905(WRC-07)も参照。

追　24-07　静止衛星軌道の宇宙局の周波数の割当ての使用再開の日付は、以下に規定する90日間の開始日でなければならない。

静止衛星軌道の宇宙局の周波数の割当てを送信又は受信する能力を有する静止衛星軌道の宇宙局が、90日間継続して、通告された軌道位置に配置され保持される場合に、使用が再開されたものとみなす。通告主管庁は90日間の最終日から30日以内に無線通信局に通知しなければならない。